

第4章 サンフランシスコ平和条約と戦後処理

——残された植民地問題

内海 愛子

※本稿は、二〇一五年七月三日に行われた講義の内容に、執筆者自身が加筆・修正を加えたものです（編集担当者）

誰と戦争したのか

一九四五年八月、日本は「ポツダム宣言」の受諾を連合国四か国に通告し、無条件降伏しています。この「宣言」は七月二六日にアメリカ、イギリス、中華民国の名で通告されていますが、日本が受諾を通告したのは八月一四日です。この間、ヒロシマ、ナガサキに原爆が投下され、九日にはソ連が日本に宣戦布告しています。朝鮮半島の分断、中国残留孤児、シベリア抑留など、今日、私たちが直面している問題がこの間におこっています。

日本は誰と戦争し、誰と講和条約を結んだのか、戦後を考える前に確認しておきます。日本が一九四一年一二月八日、アメリカとイギリスに宣戦を布告したことは誰でも知っているでしょう。また、最後に日本に宣戦を布告した国がソ連であることもよく知られています。開戦から敗戦までの三年八カ月の間、日本はこの国と戦争をしていたのか、外務省の資料でまとめたのが表1です。この表によると日本の「敵国」は三四か国です。日本はアメリカとイギリス（英連邦をふくむ）に宣戦を布告しましたが、のこる三二か国は相手の国が宣戦を布告しています。いずれにしても宣戦布告をした場合、その国の国籍をもっている人は敵国人として、拘束されたり収容されることがあります。アメリカで日系人が強制収容されましたが、カナダ、オーストラリア、フィリピンなどでも在留日本人が強制収容されています。

日本もまた「敵国人」を収容しています。開戦の翌年の二月、警視庁外事課がまとめた「敵国国籍」をもつ外国人の統計によると、戦時下の日本にはアメリカ人（一三三三人）、イギリス人（二三八人）をはじめ、オランダ人（二五人）、カナダ人（二二人）、ベルギー人（五人）、ギリシャ人（四人）、ブラジル人（九人）などがいました。一番多いのは中華民国人（三〇三〇人）です。

●—敵国および断交国一覧

	国名	国交断絶年月日	宣戦布告の年月日
1	アメリカ		1941.12. 8
2	イギリス 英連邦(カナダ・オーストラリア・ 南ア連邦・ニュージーランド)		1941.12. 8
3	コスタリカ		1941.12. 7
4	ドミニカ		1941.12. 8*
5	ホンジュラス		1941.12. 8*
6	グアテマラ		1941.12. 8*
7	ニカラグア		1941.12. 8*
8	サルバドル		1941.12. 8
9	ハイチ		1941.12. 8
10	パナマ		1941.12. 9
11	オランダ		1941.12.10
12	キューバ		1941.12.10
13	イラク	1941.11.16	1943. 1.17
14	メキシコ	1941.12. 8	1942. 5.22
15	エジプト	1941.12. 8	1945. 2.26
16	ベルギー	1941.12.18	1941.12.20
17	ギリシャ	1941.12.23	1945. 6.26
18	ヴェネズエラ	1941.12.31	1945. 2.14*
19	パラグアイ	1942. 1.20	1945. 2.13*
20	ペルー	1942. 1.24	1945. 2.12*
21	ウルグアイ	1942. 1.25	1945. 2.22*
22	ブラジル	1942. 1.28	1945. 6. 6
23	ボリビア	1942. 1.28	1943.12. 4*
24	エクアドル	1942. 1.29	1945. 2. 9*
25	ノルウェー	1942. 3.30	1945. 7.11
26	チリ	1943. 1.20	1945. 4.12*
27	アルゼンチン	1944. 1.26	1945. 3.27*
28	リベリア		1944. 1.27
29	トルコ	1945. 1. 6	1945. 2.23
30	シリア		1945. 2.26*
31	レバノン		1945. 2.27*
32	イラン	1942. 4.13	1945. 2.28*
33	サウディ・アラビア		1945. 3. 1*
34	ソヴェト		1945. 8. 9

- 注1：1と2は日本が先に宣戦を布告、3以降は日本に対する宣戦布告。
 注2：開戦後、日本に宣戦した政権(重慶政権、フランス・ドゴール政権、ユーゴスラビア、ポーランド、エチオピア、チェコスロバキア、イタリア・バルリオ政権)は、日本が無視したため表には含まれていない。
 注3：オランダ、ベルギー(断交)、ギリシャ、ノルウェー、デンマークのほかはおおむね当該国の時間による。
 注4：*印は日本側の認定による日時を示す。
 注5：このほかに、断交したが宣戦を布告しなかった国(コロンビア、フィンランド、ルーマニア、ブルガリア、スペイン、デンマーク)がある。
 注6：主な中立国としてはスイス、ポルトガル、スウェーデン、アフガニスタン、バチカン。
 出典：外務省条約局第二課調(1943年10月20日現在、1945年8月14日現在)より作成。

表 1 日本の敵国及び断交国

内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』
 山川出版社、2002年

しかし先の外務省の敵国一覧の表には、中華民国が入っていません。中華民国（重慶政府）は日本に宣戦を布告していますが、日本は重慶政権を正式な政府として承認していませんのでこれを無視したのです。日本は汪精衛（汪兆銘）の南京国民政府を承認していたので、中国とは宣戦を布告した戦争状態にない、これが日本政府の主張でした。なお、汪精衛政権は一九四三年一月に英米に宣戦を布告しています。

しかし、外交上はこのような主張をしています。警視庁外事課は中華民国人を敵国人とみなしていたのです。アメリカ人やイギリス人のように強制収容はしていませんが、「敵国人」として監視下にありました。

日本は占領した東南アジア各地でも敵国人を収容しています。オランダの植民地だった蘭領印度、今のインドネシアでは、占領（一九四二年三月）するとすぐにオランダ人は登録させられ、「外国人居住登録宣誓証明書」をいつも持ち歩くことを義務づけられました。ジャワにいたノルウエーやポーランド人も本国が日本に宣戦布告すると同じように扱われました。戦況が悪くなった一九四三年にはこれら敵国人は、強制収容されています。

戦争は戦場で兵士たちが戦うだけでなく、「敵国」となった国の市民をも巻き込みま

す。三四か国と戦争をしていた日本は、本人の意志にかかわらず民間人を「敵国人」として收容し、また收容されたのです。第二次世界大戦はこれまでの戦争と違って留学、ビジネス、出稼ぎ、移民、結婚など、国境を越えて活動する多くの市民を巻き込んだのです。

誰と平和条約を結んだのか

敵国は三四か国にとどまりませんでした。日本と戦争状態にあった国ぐにと戦争状態を終結するために結ばれた「対日平和条約」いわゆるサンフランシスコ平和条約には四六か国が署名し批准しています。その中心は一九四二年一月一日、ワシントンでアメリカ、イギリス、中国などが、ドイツ、イタリア、日本にたいして「連合国共同宣言」に署名しましたが、これに参加した国ぐにです。米英に宣戦布告した日本に、この「共同宣言」に署名した国が宣戦を布告していたのです。

一九五一年九月、サンフランシスコで対日講和会議が開かれました。会議の席上、実質的に草案をまとめたアメリカのジョン・フォスター・ダレス国務相顧問は、この条約は「和解と信頼の講和」であると演説しています。しかし、インドは参加を拒否し、ビ

ルマも不参加です。ソ連は参加しましたが署名していません。インドネシアは署名しましたが批准していませんので、最終的に「日本との平和条約」を締結した国は四六か国です。

四六か国の中にはすでにふれた国ぐにのほかにシリア、サウジアラビアなど中東、ヨーロッパ、南米の国も含まれています。インドネシア、スリランカ（セイロン）、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピンなども署名しています。これらの国は戦後、独立した国ぐにですが、かれらも「連合国」として署名しています。日本が戦争をしていないはずの国ですが、「条約」の第二五条には「旧敵国の領域の一部をなし、日本が占領していた地域」も連合国と定義しています。日本が占領した英米蘭などの旧植民地で戦後独立した国も「連合国」というのです。講和会議に参加しています。しかし、中華民国、中華人民共和国も大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国も会議に招請されてもいません。もともと戦後処理が必要な国がぬけた講和条約でした。ダレスのいう「和解と信頼」は、欧米とその植民地だった地域との「講和」でした。

講和は「戦後処理」問題として決着がつけられるべきですが、強大な占領軍を背景に「対日占領・管理政策に支配的な影響力」をもつアメリカが、対日講和問題でも「主導権を取ることに固執」していました。そのため条約は「戦後処理」の問題としての性格を

失うことになった、こう指摘するのは国際政治学者細谷千博氏です。講和が「冷戦」戦略の文脈」の中に位置づけられたのです。（「サンフランシスコ講和条約と国際環境」）

この「戦略」のもう一つの柱が「サ条約」と同日に署名された「日米相互安全保障条約」です。日本の再軍備とアメリカ軍の無期限駐留を義務づけられた日米安保条約は、「対等国間の協定ではなかった」だけでなく「戦後ワシントンが交渉した最も不平等な条約」である、海外の日本研究者（ジョン・ダワーとガバン・マコーマック）はこう評しています。「サ条約」と安保条約が一体となって築かれたサンフランシスコ講和体制は、対米従属の中での「独立」の体制でした。

朝鮮戦争の中で準備された条約では、日本の経済復興と再軍備が重視され、日本に賠償をほとんど支払わせない内容になっています。「サ条約」でどのような「和解」ができたのか、賠償の問題を中心にいくつかの事例から考えてみます。

三菱マテリアル・アメリカ人捕虜に謝罪

二〇一五年七月、(株)三菱マテリアルは戦争中にアメリカ人捕虜約九〇〇人を強制労働させたことに謝罪しました。アメリカ人の元捕虜には、二〇〇九年、二〇一〇年と

二度、日本政府が謝罪していますが、企業が謝罪するのは初めてです。アメリカに渡った同社の常務執行役員は元捕虜たちに「事業を継承する会社として道義的責任を感じている」と謝罪し、和解をしました。同席した同社の社外役員岡本行夫氏は「感動的であった」と、『産経新聞』に書いています（七月二七日付）。

岡本氏はまた、同社に謝罪と補償を要求している中国人労働者にたいしても「法的整理は異なるが、戦争捕虜と類似している」ので、「不誠実な対応はできない」と述べています。しかし、同じように謝罪と補償を要求している韓国人の「徴用工」については戦争捕虜問題とはだいぶ性質が異なると話しています。

戦争中、日本企業が中国人と朝鮮人に労働を強制したことはよく知られていますがフィリピンやシンガポールで捕虜になったアメリカ人やオーストラリア人など連合国の兵士たちも労働させられていました。この捕虜の強制労働は戦後処理の大きな問題となっており、極東国際軍事裁判やＢＣ級戦争裁判でとりあげられただけでなく、賠償の支払でも問題になっています。

この謝罪の前にも捕虜の問題がとりあげられています。安倍晋三首相が訪米した今年四月、ワシントンでの首相主催の夕食会にアメリカ人の元捕虜レスター・テニニー氏が

招待されています。フィリピンンのバターン半島で捕虜になり、いわゆる「バターン死の行進」と呼ばれる苛酷な行軍をさせられ、その後、福岡県の三井三池炭鉱で労働させられた人です。シカゴのシテイ・ボーイだったテニールさんが地底で炭掘をさせられたのですから、その衝撃は大きかったと思います。日本に謝罪と補償を求め、何度も来日し、過酷な体験を証言してきました。ご家族を連れて三井三池炭鉱跡を訪ねてきたこともあります。私は最初の旅に同行しましたが、廃坑になった炭鉱のあとを熱心見て歩いた後、三井倶楽部で当時の体験を話されました。また、その後の再日の時には勤務していた大学でも話をしていただきました。途中、手品をしたり、聴衆の関心をひきつけるユーモアあふれる話でしたが、捕虜の時の話になると表情が厳しくなりました。何十年たっても忘れることのできない、つらいつらい体験だが日本の若い人たちにも知ってほしいと、捕虜仲間から反対されながらも日本にきて対話を続けてきたのです。

連合国の元捕虜の中には今も日本に憎悪と反感を抱いている人もいます。

「ポツダム宣言」の捕虜条項

「ポツダム宣言」に次のような条項があります。

「五等の俘虜を虐待せる者を含む、一切の戦争犯罪人に対しては、嚴重なる処罰を加えられるべし」（第一〇項）。

連合国の俘虜、捕虜のことですが、彼らを虐待した人は厳しく裁くことが書かれています。この「宣言」を日本は受諾したのですから、敗戦後に戦争裁判があることは政府も軍も予想していたことです。しかし、予想外だったのは連合国がすばやく捕虜の救出にのり出し、虐待した者の追及をはじめたことでした。

日本兵は捕虜になってはいけなさと教育されてきました。一九四一年一月八日東条英機の名前で示達された「戦陣訓」のなかには「生きて虜囚の辱めを受けず」という有名な文言があります。兵士は生きて捕虜になってはいけない、捕虜になるより死を選べと教えられていたのです。ところが、開戦後、フィリピンやシンガポールなどでアメリカ人やイギリス人、オーストラリア人が大量に捕虜になりました。ジャワでもオランダ人が捕虜になっています。

日本が東南アジアの戦場で戦ったのは米比軍、英印軍、蘭印軍と言われているように、帝国の本国兵と植民地兵の混成軍隊です。日本軍にも朝鮮人や台湾人兵士がいました。作戦が一段落した一九四二年三月には三〇万近い連合国の兵士が日本の捕虜になってい

ます。大量の捕虜をかかえた日本は、その中から「白人」だけを捕虜として捕まえ、植民地出身のアジア人捕虜は、一応「解放」しました。フィリピンやジャワでは解放されていますが、その後、「労務者」として使われたインド人捕虜もいます。

収容した連合国の「白人捕虜」は一六万七九三〇人を数えましたが、このうち三万八一三五人が死亡しました。また東京裁判の判決では、アメリカとイギリスの捕虜一三万二一三四人うち三万五七五六人（二七％）が死亡したと述べています。オーストラリアの場合は、三分の一が死亡したと百科事典に書かれています。このような大量の死者を出した日本の捕虜の取り扱いを厳しく裁くことが、降伏の条件の中に入っていたのです。

なぜ、これほど多くの死者が出たのか。映画「戦場にかける橋」で有名な泰緬たいめん鉄道の例を考えてみます。日本軍はインドに攻め入るインパール作戦の展開のために、鉄道聯隊がイギリスやオーストラリア人捕虜やアジア人労働者を使って、タイとビルマ間に約四一五キロの鉄道（泰緬鉄道・タイメン鉄道）を建設しました。映画はそこを舞台としたドラマです。熱帯のジャングルを伐採し、道を造成し、岩山を削り、橋を架けるといふ難工事の中で、ビルマ国境へと鉄路を敷いて行きました。一日一キロの割合です。現

代ならばさしずめ「プロジェクトX」の番組になるほどの困難な中での鉄道建設です。しかも工事が本格化する時と雨季が重なりました。豪雨のなかでの作業が続きます。

捕虜たちが「Hell Fire Pass」（地獄の業火峠）と呼んでいるヒントクという最大の難所があります。岩山をくりぬき路盤を通す難工事です。そこを担当した鉄道隊の弘田栄治小隊長は工期が迫っていたときなど靴を脱いで寝たことがないと書かれています。この現場で働かされたのがオーストラリアのダンロップ部隊でした。ダンロップ部隊というのはダンロップ軍医が率いる捕虜部隊です。現在のように機械での削岩など出来ない。捕虜たちは「人間ハンマー」となって、毎日二〇〇センチ、後には二五〇センチの岩山を削り取っていきます。入隊前にボクサーをしていたトム・ユーレンは「人間ハンマー」として働いた一人でした。しかし、重労働をする捕虜たちはビタミン欠乏症、肺血症、赤痢に悩まされていました。ダンロップは軍医ですから医薬品の入手を必死で日本軍とかけあい、外科手術も自分で機材を工夫してやっていました。恐れていたコレラが発生しました。栄養失調にコレラ。收容所の日本人所長も必死でワクチンを調達しましたが、捕虜がつぎつぎに死んでいきました。雨季のタイ、ジャングルの中の收容所は泥の海と化し、死の收容所となっていきました。雨季の六月には一日五人が死亡しています。

「人間ハンマー」のトム・ユールレンは「毎朝、作業に出かけて行く時、この死者の上をまたいで通らなければならなかった。死体がごろごろしていた。ほんとうに、心の底からゆさぶられる体験で、とても忘れることは出来ない」と話していました。一九九一年八月、オーストラリアのキャンベラでのセミナーでのことです。

泰緬鉄道の工事が終わる頃には、トムはこの惑星に住む日本人を一人残らず抹殺したいと思っていたといっています。しかし、その後、日本に送られ、徴用の朝鮮人労働者や年をとった日本人労働者と一緒に働き、そこで人間のやさしさと思いやりに接しました。「日本人を憎んでいるか」と聞かれると、トムは「日本人を憎んではないが、軍国主義とファシズムが憎い」と答えています。戦後は長年、国会議員をつとめベトナム反戦運動もしてきたトムは、日本人一般を憎むのではなく、軍国主義とファシズムを憎みそれと戦うといっています。

なお、この工事を担当した鉄道隊の弘田と捕虜収容所分遣所長白杵喜司穂は、戦後、シンガポールの戦争裁判で死刑になりました。

同じ泰緬鉄道の現場ですが、最も多くの死者をだしたのが、Fフォースというマレー俘虜収容所のオーストラリアとイギリス人捕虜七〇六二人の部隊です。Fフォースでは

三〇九六人が死亡しています。このように泰緬鉄道の建設で死亡した連合国の捕虜は一万三〇〇〇人にも上ります。別名「死の鉄路」と言われているように、「骸骨が靴を履いている」と鉄道小隊長が記録するほどの栄養失調、くわえて医薬品が不足するなかで、重労働や虐待が重なり死亡したのです。

医薬品は絶望的なほど不足していました。六万にもほる捕虜をジャングルに投入したのに野戦病院一つ作らなかつたのです。いや作つたのですが遅かつたのです。手を伸ばせば届くような黒雲に覆われたジャングルの雨期、しかも労働がきつく、食糧も医薬品も何もかも不足していた最悪の時に、間に合わなかつたのです。

トム・モリスというオーストラリアの元捕虜は、自分から志願して病院で働いたと話しています。病院といつてもただ死ぬのを待つだけの隔離小屋です。コレラ、ちよつとした傷口から肉が腐り、ひどくなると骨まで見えてくる熱帯性潰瘍、マラリアなどで、手の施しようがなくなつた捕虜たちが隔離されていた小屋です。彼はそうした仲間の面倒をみたのです。少しの薬、少しの食べ物があったら助かつた命がみすみす失われている現場にいました。

「ニッパ椰子で葺いた竹の小屋のなかで、垂れ流しのまま、糞尿にまみれて竹床の

上に身を横たえた仲間が、救いを求めるように自分の方を見ていた、その絶望的なまなざしを思い出すとどうしても日本人を許せなかった」。

長い間、家族にも語る事もできなかった体験を、歴史学者の助けを借りながら語ることで、トムはようやく過去から解放されたといえます。

北ボルネオの捕虜収容所にいたオーストラリア人、イギリス人捕虜二四三四人は、サングカンからラナウまでの行軍で一〇四七人、収容所で一三八一人が殺されています。生き残ったのは逃亡した六人のみというすさまじい殺戮もありました。

こうした現場で捕虜を監視する仕事をしていたのが朝鮮人や台湾人の軍属でした。「どうしても許せない日本」―その現場にいた人たちが戦後、戦争裁判にかけられましたが、その中に日本人だけでなく朝鮮人や台湾人も含まれていました。朝鮮人、台湾人も日本人として戦争裁判にかけられ、死刑になった人もいます。

捕虜の引揚・戦争裁判

こうした日本軍の捕虜の取り扱いについて連合国は戦争中から情報を収集し、日本に繰り返し抗議をしています。しかし、捕虜の取り扱いを重視していなかった日本は、き

ちんとした回答をしていません。捕虜はジュネーブ条約という一九二九年七月に署名された国際法でその取り扱いが細かく決められていました。この条約を日本は署名しましたが批准しなかったのです。戦争が始まると米英に「準用」すると回答しています。それにもかかわらず四人あるいは三人に一人の捕虜が死亡するほどの犠牲者を出したのです。

連合国の危機感が「ポツダム宣言」の文言になって、日本に突きつけられました。

敗戦直後の八月下旬には、日本国内や「大東亜共栄圏」各地にあった連合国の捕虜収容所や民間人の抑留所にむけて、B29から食糧や日用品が投下されています。連合国軍が進駐する前に、大量の食糧や医薬品、日用品を落下傘で投下しています。捕虜が「皆殺し」にされるのではないのか、餓死するのではないのかと、緊急の措置をとったのです。そして、生き残っている捕虜を一日も早く安全なところに移そうとしました。八月下旬には日本国内にいた捕虜の引き渡しが始まり、九月下旬に国内に連行されていた三万四一五二人の捕虜の引き揚げが終わっています。その中には遺骨となって故郷にもどった三四一五人が含まれています。

予想もしなかった捕虜虐待のきびしい追及に、日本政府も軍もとまどっています。捕

虜がほとんど日本を離れた九月一日には、東条英機ら第一次戦犯容疑者が逮捕されましたが、その中には、東京捕虜収容所の所長や軍医・下士官なども含まれています。のちに東京裁判で裁かれた「大物」の戦犯容疑者と一緒に、捕虜収容所の職員が逮捕されたのです。

連合国側は収容所に勤務していた職員名簿も提出させています。また、解放されたばかりの捕虜一人ひとりに、誰にいつどのような虐待を受けたのか、聞きとりをしています。オーストラリアでは質問表を配って、自分の体験だけでなく目撃した虐待についても情報を集めています。こうした証拠や証言に基づいて捕虜収容所の関係者がつぎつぎと逮捕されました。

フランキー堺が演じ、後にSMAPの中居クンが演じた「私は貝になりたい」というテレビドラマがあります。落下傘で降下したアメリカ人兵士を刺殺したという罪状で死刑になる兵士を主人公にしたドラマです。二等兵や民間人を含めた人びとが犯した犯罪を裁いたのがBC級戦争裁判と呼ばれている裁判です。

この裁判では「通例の戦争犯罪」を裁きましたが、法廷は日本の国内では横浜一か所、そのほか日本が占領していた「大東亜共栄圏」の各地で開かれています。その数は四九

か所にのぼります。これらの戦争裁判では住民虐殺、性暴力、略奪などいろいろ裁かれましたが、捕虜虐待が重視されていることは次の数字が物語っています。

BC級戦犯裁判で起訴された全件数の一六％が捕虜に関係した事件でした。ちなみに憲兵は二七％です。しかし、有罪になった人に占める比率では二七％にもなりません。戦犯の四人に一人が捕虜収容所や捕虜を使った工場の人など、捕虜関係者でした。

横浜でアメリカ第八軍が開いた軍事裁判 (1945.12.18 - 1949.10.19)



図2 「大東亜共栄総図」(「大東亜南方圏地図帳」より)

の場合をみると、起訴された事件の数は三三一件（四件が起訴猶予・判決は三三七件）あり、一〇三七人が起訴されています。このうち二四二件（七四％）・五二八人（五〇・九％）が捕虜収容所の関係者でした。日本の捕虜の取り扱いが厳しく裁かれたのです。しかし、日本では戦後も捕虜の問題にあまり関心が払われてきませんでした。安倍内閣が強行採決した安保法制の一一の法律の中にも捕虜関連の法律があります。

日本の無関心と対照的に、戦後も捕虜の間では反日感情が脈々として続き、ことあるごとに反日感情が噴出してきました。トム・ユーレンの場合は、日本で労働者や女性たちを目撃し、朝鮮人労働者と触れ合う中で、人民と軍国主義者を分けて考えるようになりましたが、そのような体験のないままに「日本人を一人残らず抹殺したい」という憎悪と怨念にも似た感情をいだいて本国に戻った捕虜もいます。

戦争裁判にはそうした怨念が反映されましたが、もうひとつはサンフランシスコ平和条約の賠償条項です。

冷戦の中の賠償

「ポツダム宣言」には賠償の支払いの条項（第一一項）があります。日清戦争で勝った

日本は、当時の国家予算の四年分にもあたる額の賠償を清国から取っています。負けた国が勝った国に賠償を支払うことは認められていましたから、日本の賠償支払いも「ポツダム宣言」に入っていました。

日本は、再軍備をするための産業は許されませんが、経済を支えかつ公正な実物賠償の取り立てを可能にする産業を維持することは許されました。アメリカは、当初、日本から厳しく賠償を取り立てることを計画していました。

「初期対日方針」（一九四五年九月二二日）では、平和的の日本経済、占領軍への補給のために必要でない物資や資本設備・施設を引き渡すよう指示しています。それは日本の戦争能力を将来にわたって徹底的に除去するためのきびしい賠償の取り立ての指示でした。外務省が「制裁、復讐、懲罰の色合いの濃い、戦争中の反日感情を反映した厳しいものであった」、こう嘆くほどです。もしこれが全面的に実施されていたら、日本の工業生産力は一九二八〜三三年程度の水準にまで引き下げられていたといわれます。

しかし、この賠償が変わっていきます。朝鮮半島が分断され、三八度線以北には朝鮮民主主義人民共和国が建国（一九四八年九月）され、四九年一〇月には中華人民共和国が建国されています。アジアで冷戦が激しくなり、アメリカの対日管理政策が、日本の

非武装化から経済の自立へと転換していったのです。

一九四九年五月には、極東委員会が中間賠償の取り立ての中止を声明しています。それまでは中間賠償として賠償額が正式に決定するまで、暫定的に日本から工場の器材機械などの取り立てを認めていたのです。中華民国やオランダやフィリピンなどが中間賠償を取り立てていましたが、これを中止させたのです。

決定的なのが朝鮮戦争です。一九五〇年六月、朝鮮戦争がはじまると、アメリカにとっての日本の戦略的位置が大きく変わりました。軍事力の空白地域になっている日本の再軍備と経済復興を迫られたのです。警察予備隊が発足し、旧日本軍の軍人の追放が解除されていきました。国連軍が三八度線を越えてピョンヤンを占領した直後の一九五〇年一月二四日、アメリカ国務省が「対日講和七原則」を提案しました。

「原則」では、すべての交戦国が賠償請求権を放棄するとなっており、日本の経済復興に重点をおいた賠償案になっていました。

- 一．日本の現実の支払い能力を考慮して賠償額を決める。
- 二．平和条約では賠償解決方式の原則だけにとどめる。具体的な内容は、それぞれの求償国（戦勝国）と日本の間で別途、外交交渉を行い、協定によって決める。

三、現金ではなく役務と生産物で支払う。

機械や発電所など相手国の要請にもとづいた生産物を引き渡し、据え付けや工事は日本人技術者が行う。

日本にとって「かなり有利な形」の賠償でした。この賠償条項に激しく抗議したのは、占領されていたアジアの国ぐにと連合国軍の元捕虜です。

そこで「日本はすべての賠償を免除されるのではなく、日本の侵略による犠牲者に対して役務を提供することで戦争による被害を埋め合わせる」という第一四条が挿入されました。賠償を現金ではなく生産物と役務（サービス）による支払いという形に変えたのです。

賠償金額の中で相手国が要求するものを日本が作り、相手国に引き渡すというやり方です。その時の工事や技術はすべて日本政府が日本企業にその対価を支払うというものです。もちろんフィリピンは納得していませんでしたが、講和会議に参加し署名していません。

一九五二年四月二八日、「サンフランシスコ平和条約」の発効後に日本はビルマやフィリピンやインドネシアなどと賠償条約を締結しています。フィリピンに日比友好道路が

あります。インドネシアにもホテル・インドネシアや製紙会社がつくられています。南ベトナムではダム建設をしています。賠償額の中で日本の企業が工事を行い、施設を作り、代金は賠償金額から日本政府が日本の企業に払うというやり方です。この時、鉄や必要な原材料は、求償国すなわち賠償を請求する国が準備することも決められています。こうした賠償の支払いなので日本は貴重な外貨を使わないだけでなく、企業の生産力がつきます。アジアの要求をある程度満たし、日本の生産力を高め、アメリカのアジアにおける安全保障の強化策になる―、これが生産物と役務による賠償という名の経済協力です。「ODA白書」にODA（政府開発援助）はビルマ賠償からはじまったと書いてありますが、日本企業は賠償をテコに戦後、ふたたびアジアに進出していったのです。

賠償を求めた捕虜たち

ダレスは講和の草案をもってオーストラリアを訪れましたが、そこで元捕虜たちの日本に対する強烈な恨みや恐怖心そして憎しみに直面しています。捕虜への賠償のない講和など論外でした。生き延びた元捕虜は日本からの賠償を求めています。それが第一六条です。

この条文でアメリカ人捕虜をのぞく連合国の元捕虜に、日本の在外資産を売却した約五九億円が一九五六年と六一年に賠償を支払われています。一四か国の元捕虜二〇万三九九九人に支払ったので、一人当たりになるとイギリス人元捕虜の場合は七五・五ポンド、七万六一〇四円（当時一ポンド＝一〇〇八円）にすぎませんでした。これは「賠償」ではないと、一九九五年、元捕虜たちが東京地裁に損害賠償請求の訴訟を起こしています。九八年一月、判決が出され、訴えは棄却されました。

この判決後、イギリス政府が元捕虜に支援金を一人一万ポンド（一六〇万円）を支給しています（二〇〇〇年）。オーストラリアは一六二万円（二〇〇一年）、カナダ一八四万円（一九九九年）、オランダは一六万円（二〇〇一年）をそれぞれ元捕虜に支給しています。この中にアメリカ人元捕虜が入っていません。アメリカは政府が在米の日本資産を処分して補償を行っていたので、一六条による支払いの対象には含まれなかったのです。いずれにしても日本が海外で持っていた資産は処分され、元捕虜への賠償金として支払われました。

三菱マテリアルが謝罪し、安倍首相が晩餐会に招待しているように、元捕虜たちには賠償の支払いが行われ、大使や外務大臣の「謝罪」も行われてきました。村山内閣では

「歴史友好事業」の一環として、元捕虜を日本に招聘する事業が行われましたが、それは今でも続いています。二〇一五年は政府予算を二割増しにして米国の元捕虜を招待しようとししました（一〇月一日～一九日、アメリカ人元捕虜九人とその家族計一八人が来日）。

これまでもアメリカから累計六九人、オーストラリアから一〇四人の元捕虜とその家族など関係者が日本に招聘されています。イギリス、オランダの元捕虜・抑留者、カナダの元捕虜たちも招聘されました。

こうした元捕虜への対応と対照的なのが、中国や韓国の被害者への対応です

除外された中国・韓国

一九五一年九月の講和会議に中華民国、中華人民共和国も大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国も招請されていません。大韓民国の駐米大使は傍聴席を与えられただけでした。

日本が韓国と国交回復の予備会談を始めたのはサンフランシスコ平和条約が調印された直後の一九五一年一〇月二〇日です。交渉は難航しました。途中、何度かの中断を挟んで一九六五年六月二二日、日韓条約（日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条

約)が調印されました(同年一二月一八日発効)。

同時に「請求権・経済協力協定」が発効しています。韓国はこの協定で請求権を放棄し、日本は一〇年間に一〇八〇億円(三億ドル)を無償供与し、七二〇億円(二億ドル)の借款、一〇八〇億円(三億ドル)以上の民間信用を供与することを決めていきます。

日韓条約は「サンフランシスコ平和条約」の枠組みのなかで締結されたので、金銭による賠償ではなく「サ条約」と同じように生産物と役務という経済協力の方式がとられました。このやり方で韓国に浦項製鉄所が建設されるなど、一部は韓国の経済建設に利用されました。しかし、植民地時代の個人被害への請求は残されたままでした。

予備会談から一四年もの時間をかけましたが、多くの問題が残されたままでした。そのなかに一九一〇年の「韓国併合条約」が「有効か無効か」という根本的な問題があります。日本は八月二二日の「韓国併合条約」の締結をもとに、一九一〇年八月二九日、大韓帝国の「併合」を宣言しており、併合条約などは「対等の立場で、また、自由意思で結ばれたものである、締結時より有効だったが、一九四八年大韓民国の成立で無効になった」と解釈しています。

韓国は、条約は過去の日本の侵略主義の所産であり、不義不当な条約は当初より不法

無効であった、このように解釈しています。この認識の相違は最後まで埋まらないまま、条約が締結されました。

「日韓条約」第二条は、一九一〇年八月二二日以前に締結されたすべての条約および協定はもはや (already null and void) 無効であると宣言されています。この「もはや」の解釈が日韓両政府はそれぞれ自国の解釈を国民に説明しています。基本認識で両国の見解が分かれたまま条約が発効し、国交が回復されたのです。

この条約で日本の植民地支配の問題がどこまで議論され、過去の清算が行われたのだろうか。徴用されたり、徴兵された朝鮮人の個人の請求権、「慰安婦」にされた女性や戦犯として処刑された人たちへの補償など、多くの問題が残されたままの国交回復でした。在日朝鮮人の法的地位や社会保障における内外人差別などの問題も残されたままでした。

日韓条約が締結されてから五〇年、この間、一部改正された法律もありますが、現在も被害者からの賠償や補償を求める声は後を絶ちません。植民地支配の反省のない不十分な条約から取りこぼされた多くの問題がこの五〇年の間に次々と明らかにされ、日本の植民地責任が問い直されてきました。しかし、被害者の訴えに日本政府は条約で「解決済み」との姿勢を変えようとしていません。「捕虜」への対応と対照的です。

中国人被害者と和解した西松建設

「サンフランシスコ平和条約」の締結の直後から日本は中華民国と交渉に向けて動いています。蒋介石政権は国共内戦で大陸を追われ、台湾に逃げ込んでいましたが、その弱みを巧みについた交渉で、中国側に賠償の放棄を迫っています。中華民国は中間賠償としてすでに二〇〇〇万ドル分の日本の軍需施設分を受けとっていたので、賠償は放棄し、「日本国と中華民国との間の平和条約」（日華条約）に調印しました。

条約では請求権問題は「特別取決の主題とする」ことになっていましたが、取り決めることができないうちに、日本が中華人民共和国と「日中共同声明」（一九七九年九月二九日調印）を発表したため、日華条約は「終了」してしまいました。「和解」の条約から排除された中華民国は、二国間の条約では賠償を放棄したのですが、その条約も「終了」した現在、請求権の問題は宙に浮いたままです。

日本と中華人民共和国との国交回復は一九七二年までずれ込んでいます。九月二九日、北京で内閣総理大臣田中角栄と國務院総理周恩来との間で「共同声明」が発表されましたが、その第五項に「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に

対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」とあります。日本は二つの中国との間で賠償金を支払わずに国交を回復したのです。

「日中共同声明」で放棄した戦争賠償の請求権に、個人の賠償まで含まれるのか、問題になっていました。二〇〇九年、戦時中に中国人を使役した西松建設と被害者の中国人の間に和解が成立しました。

日常的に暴行が加えられていた現場を生き抜いた被害者五人が、西松建設に謝罪と補償を求めて広島地裁に提訴したのは一九九八年一月です。訴えは斥けられました。その後、広島高裁をへて二〇〇七年四月、最高裁の判決が下りましたが、原告の中国人たちが敗訴しました。判決は、「日中共同声明がサンフランシスコ平和条約の枠組みの中にあり中国人個人は裁判で損害賠償を求めることはできない」と述べています。

しかし、裁判ではできないが、個人の請求権は否定していません。被害者の請求権は実体的に残っているが、それは裁判所に訴えても救済されないと述べているのです。では、どうすれば被害者は救済されるのか。最高裁は付言で西松建設に被害者の救済に向けての努力をするようにと述べていました。

なお、中国外交部は「日中共同声明」がサンフランシスコ平和条約の枠組みの中にあ

るとの最高裁解釈に異議を唱えています。

その後、被害者たちの粘り強い交渉が続き、二〇〇九年一〇月二三日、中国人被害者と西松との間に和解が成立しました。和解条項は次の三点を確認しています。

* 歴史的事実と歴史的責任を認めて、謝罪すること。

* その事実に対して和解金を支払うこと。

* 後世への教育の為に記念碑を建立し被害者を招いて追悼の集いを開催すること。

加害企業が歴史的事実を認め、受け入れることで「和解」が成立したのです。

歴史認識への問いかけ

西松建設の「和解」は、和解とはどのようなものを教えてくれます。

一九九〇年代になって、韓国政府はあらためて日本の植民地支配の清算に動き出しました。二〇〇三年三月には、盧武鉉政権下で「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」が公布されました(二〇〇四年二月発効)。韓国が日本統治下で強制動員された被害者の調査に乗りだしたのです。

「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」が発足し、日本の統治時代の被害の調査が

始まりました。委員会は改組されましたが取り組みは現在も形を変えて続いています。

日本では一九七二年には「原爆医療法」の在韓被爆者への適用の可否を問う孫振斗手帳裁判やサハリン残留者帰還請求訴訟などがありました。一九九〇年代に入るとその数は増えていますが、二〇一三年までに八〇件を越す裁判が起こされています。原告は韓国や中国が中心です。植民地時代の個人の被害が歴史の表に出てきたのです。裁判は「時効」や戦争被害の「受忍義務」などの理由で斥けられましたが、被害を受けた個人が口を開き、歴史的事実が次第に明らかになってきたのです。

この中で被害者の救済に画期をもたらしたのが、二〇一一年八月三〇日の韓国憲法裁判所の判決でした。元「慰安婦」一〇九人と原爆被害者の訴えに対して、裁判所は韓国政府がこの問題を日本と交渉しないという不作為を違憲とし、問題を解決するための具体的な行動、すなわち外交交渉、それが不成功に終わった場合は国際仲裁手続きをとるように、韓国政府に命じたのです。

さらに二〇一二年五月二四日には、三菱重工と新日鐵（旧日鉄）で働いた朝鮮人労働者（二万人以上にのぼる）のうち生存者八人が未払い賃金の支払いと損害賠償を求めた訴訟の上告審判で、韓国大法院（最高裁）は、「個人の請求権」が残るといって判決を出し

ました。判決は、「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為と植民支配に直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含められていたと見がたい」。こう述べています。

個人の請求権は残っている、これが韓国の裁判所の判断です。日本では請求権は消滅したとの最高裁判決が出ているので、日韓の司法の判断がことなつたのです。

連合国の戦争裁判で戦争犯罪の追及を終わらせ、「サンフランシスコ平和条約」で「敵国」との講和を終わらせてきた日本に、かつて占領し、植民地支配をした国の被害者から、賠償請求という形で、改めて戦後処理、戦争責任、植民地責任が問いかけられたのです。

日本政府は、いまなお続く被害者からの訴えに戸惑い、反発し、「解決済み」との答えをくりかえしてきました。日本は過去とどう向き合ってきたのか、何が解決し、何が解決していないのか、アジアの被害者からの問いは私たち一人一人の歴史認識への問いかけでもあります。

参考文献

- アメリカ合衆国戦時民間人再定住・抑留に関する委員会編、読売新聞社外報部訳
『拒否された個人の正義―日系米人強制収容の記録』三省堂 一九八三年。
- 渡辺昭夫・宮里政玄編著『サンフランシスコ講和』東京大学出版会 一九八六年。
- 内海愛子・H. L. B. マヒュー&M. ファン・ヌフェレン著川戸れい子訳『ジャワ・オランダ人少年抑留所』梨の木舎 一九九七年。
- 市野淳子『ヒロシマを持ちかえった人々』凱風社 二〇〇〇年。
- 内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』山川出版社 二〇〇二年。
- 杉原達「帝国との向き合いかた―中国人強制連行の戦後」歴史学研究会編『帝国への新たな視座』青木書店 二〇〇五年。
- 外村大『朝鮮人強制連行』岩波新書 二〇一二年。
- 後藤乾一『東南アジアから見た近代日本―「南進」・占領・脱植民地化をめぐる歴史認識』岩波書店 二〇一二年。
- 吉澤文寿『日韓会談一九六五 戦後日韓関係の原点を検証する』高文研 二〇一五年。
- 太田修『新装新版 日韓交渉 請求権問題の研究』クレイン 二〇一五年。
- 内海愛子『朝鮮人B C級戦犯の記録』岩波現代文庫 二〇一五年。